

平成 28 年 度

定期監査結果報告書

平成 29 年 4 月 12 日

可児市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

第2 監査の対象部署

- (1) 市長公室（秘書課、広報課）
- (2) 企画部（総合政策課、財政課及び公有財産経営室）
- (3) 総務部（総務課・選挙管理委員会事務局、防災安全課、管財検査課、市民課、税務課及び収納課）
- (4) 観光経済部（経済政策課、観光交流課及び産業振興課・勤労者総合福祉センター）
- (5) 市民部（地域振興課、人づくり課、環境課、スポーツ振興課及び図書館）
- (6) 健康福祉部（福祉課・福祉センター、高齢福祉課、国保年金課、子育て拠点準備室、こども課、健康増進課及びこども発達支援センターくれよん）
- (7) 建設部（都市計画課、土木課、都市整備課、建築指導課、施設住宅課及び用地課）
- (8) 水道部（上下水道料金課、水道課及び下水道課）
- (9) 会計課
- (10) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課・教育研究所、文化財課・郷土歴史館・荒川豊蔵資料館・兼山歴史民俗資料館及び学校給食センター）
- (11) 農業委員会事務局
- (12) 議会事務局議会総務課
- (13) 下恵土連絡所・公民館、平牧連絡所・公民館、桜ヶ丘連絡所・公民館、広見連絡所・公民館及び川合連絡所・公民館
- (14) めぐみ保育園
- (15) 今渡北小学校、帷子小学校、東明小学校、桜ヶ丘小学校、蘇南中学校

以上 53 部署

第3 監査の実施期間

平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで

第4 監査の対象

平成 27 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行

第5 監査の主眼

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に
従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているか
を主眼とした。

第6 監査の方法

各課等から、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、内容を審査するとともに、

関係職員から説明を受け、あるいは文書又は口頭による質問、その他必要と認める通常の監査手続きにより監査を実施した。

その他に、10万円以上の物品購入、委託及び役務並びに20万円以上の工事を抽出して契約関係書類の内容確認を実施した。

第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、適正に執行されていると認められた。

今後の事務の執行に当たっては、下記の要望事項に留意のうえ、引き続き適正な執行に努められたい。

要望事項

1. 補助金については、その内容及び効果を十分に確認、検討されるとともに、補助団体の経理事務について適正に運用されるよう、引き続き指導されたい。また、交付にあたっては地域的な不均衡が生じないよう努められたい。
2. 市営住宅使用料、保育料、給食費等の未納、滞納者対策について弁護士への委託を含め各業務連携して早期かつ公平に取組まれていることは評価するところであり、今後も公平・公正な収納対策に取組まれたい。
3. 業務プロセスにおける誤処理の発生要因を整理し、未然に防止する仕組みについて検討の上、内部チェック機能の整備、拡充に向け一層取組まれたい。
4. マイナンバーの本格運用が開始されようとしている。関係各課における手順等十分確認の上、円滑に業務を遂行されたい。また、各分野においてマイナンバー制度を効果的に活用できるように事例収集と調査に取組まれたい。
5. 今後増大する公共施設の維持管理業務に対応するため、技術職員の確保と技術の承継が重要である。技術職員数の制約があるものの、人材の育成と発掘にも注力した人材確保の必要性に鑑み、計画的な補充等適正な人員管理に努められたい。
6. 指定管理者制度の導入で、市民に利用しやすい施設の運用、サービスの提供が効果的に実行されていると思う。今後も定期的なモニタリング及び調整会議等の開催、そして指定管理者の健全性に対する定期的な確認体制を図り、法令の遵守と経済性、効率性、有効性の観点を堅持しつつ、使いやすく身近な施設となるよう努められたい。
7. 観光資源の整備が進んでいるが、より効果的に活用するために、市民への文化の理解と浸透に努められたい。